

参考資料②

○佐賀市自治基本条例検証委員会規則

平成26年4月1日

規則第37号

改正 平成30年3月23日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市まちづくり自治基本条例（平成25年佐賀市条例第26号。以下「条例」という。）第32条第3項の規定に基づき、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 検証委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 検証委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験を有する者及び市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、条例第32条第2項の諮問に係る検証委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 検証委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検証委員会の庶務は、地域振興部協働推進課において処理する。

(平30規則7・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員

長が検証委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第7号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。